

小山工業高等専門学校への転入学に関する規則

制 定 平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校学則第18条の2の規定による転入学（以下「転入学」という。）について、必要な事項を定める。

(転入学の時期)

第2条 転入学の時期は、学年の始めとする。

(出願)

第3条 本校に転入学を志願する者は、下記の書類を作成し、在籍している高等専門学校長を経て、本校校長に願い出なければならない。

- (1) 転入学願書
- (2) 在学証明書
- (3) 調査書（在籍高等専門学校の様式）
- (4) 在籍高等専門学校長からの転学照会書
- (5) 志望理由書
- (6) 在籍高等専門学校のシラバス
- (7) 健康診断証明書
- (8) 入学検定料の振込受付証明書

2 転入学を願い出ることができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 出願時において他の高等専門学校の第1学年、第2学年又は第3学年に在籍する者
- (2) 教育上支障がないと判断できる場合

3 転入学出願期間は、原則として10月末までとする。

(転入学の選考)

第4条 校長は、前条に規定する願い出があった場合、下記の受け入れ条件を具備しているかどうかの判断を、審議委員会（以下「委員会」という。）に諮問する。

1 委員会は、次の各号の委員で組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 転入学志願先の学科の学科長
- (3) 担任（予定者）
- (4) その他校長が必要と認めた者

2 委員会は次の各号に示す内容を確認する。

- (1) 転入学理由が妥当であること
- (2) 志望学科の定員に欠員又は受け入れの余地があること
- (3) 教育課程に大きな差異がないこと
- (4) 現在在籍している高等専門学校の現学年を修了見込みであること

- (5) 履修科目、成績、学習態度及び生活態度に特段の問題がないこと
- (6) 転入学の時期は学年当初であること。ただし、特別の事情があると認められた場合はこの限りでない
- (7) 学科が必要とする条件を具備していること

3 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

4 委員会は、転入学志願先の学科に転入学に関する選考を付託する。転入学志願先の学科は、転入学希望者に対し面接を行うこととし、さらに状況に応じて学力検査を行うことができる。

5 委員会は、前項の結果に基づき、転入学の可否に関する審議を行い、その結果を校長に答申する。

(合否決定等)

第5条 校長は、前条第5項による答申に基づき、転入学の可否を決定する。

2 校長は、前項の結果を在籍高等専門学校に文書をもって通知する。

(転入学許可)

第6条 転入学の合格通知を受けた者は、すみやかに入学料を納付すること。

2 校長は、前項の手続きを完了した者について、入学を許可する。

(転入学手続き)

第7条 入学を許可された者は、在籍高等専門学校長を経て次の書類を提出するものとする。

(1) 修了証明書

(2) 成績証明書

(取消)

第8条 校長は、転入学を許可された者が、在籍している高等専門学校の学年を修了できなかった場合には、転入学の許可を取り消すことがある。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。